

## 第6章 計画推進のために

### 1. 行政運営改革の推進

#### 現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、住民と協働しながら自らの進むべき方向を自ら決定し、具体的な施策を実行していくことのできる行財政能力が強く求められています。

しかし、今後、社会・経済情勢の急速な変化とともに、行政ニーズは量的に増大し、質的にも一層複雑・多様化していくことが見込まれる一方で、三位一体の改革の推進等に伴い、極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このようななか、これまでの行政サービスを維持しながら、広域交流・広域産業の拠点のまちとして自立したまちづくりを進めていくためには、民間企業の経営理念・経営手法の導入の視点に立って行政全般にわたる点検・評価を行い、さらなる行政改革を計画的に推進していくことが必要です。

このため、次のような施策を進めます。

#### 主要な施策

##### (1) 定員管理の適正化と組織機構の見直し等

行財政改革大綱等に基づく事務改善や組織機構の見直しなどにより無理・無駄のない柔軟な組織体制づくりや、市職員等の資質向上を図るための各種研修を進め、行政組織の効率化を推進し、行財政改革に努めます。

厳しく定員管理を進め、職員数の適正管理を行います。

##### (2) 行政評価制度構築による事務事業の見直し

効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するため、市民の視点に立ち、行政評価システムや文書管理システム等の導入を図り、効率的な事業運営に努めます。

### (3) 民間活力の活用による住民サービスの向上促進

多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のアウトソーシングや指定管理者制度等の導入を進め、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営や、情報化による事務処理の迅速化等に努め、住民サービスの向上を図ります。

### (4) 事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化

庁内情報システムの充実等を図り、各種会議、研修会、講習会等の連絡調整や事務処理のレベルアップと信頼性の確保に努めます。また、電子自治体化の推進と情報セキュリティの充実強化を図ります。

行政手続、証明等を1箇所で済ませることのできる総合窓口の設置を図ります。公平で効率的な行政運営を図るため、行政手続の一層の透明化に努めます。

## 2. 財政運営の効率化

### 現状と課題

国と地方財政の三位一体改革による税源移譲により、個人住民税の増が予測され、地方税収全体で増加が見込まれますが、地方交付税は、人口と面積を基準にした新型交付税を導入することが明らかになっており、削減される方向が確実です。地方債も借入残高の縮減を目指しており、歳入は減少することが予想されます。

一方歳出では、全体の2割強をしめる公債費はやや下降傾向となりますが、少子高齢化に伴う扶助費や特別会計への繰出金の増大が避けられない状況で、加えて平成19年度以降の団塊世代の退職手当の問題があり、歳出は確実に増加することが予想されます。

今後、平成16年度から18年度までの財政健全化計画に引き続き、平成19年度から21年度の中期財政収支ビジョンを策定し、このビジョン及び既に策定されている集中改革プランに基づき行財政改革を断行し、更なる歳入の確保、歳出の削減を図る必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

### 主要な施策

#### (1) 財政計画に基づく事業推進

限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、財政計画に基づき計画的な行政運営を図ります。

#### (2) 重要施策の選択と集中

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、その財源を重要かつ有効な事業に重点的かつ適正に配分し、財政の簡素化・効率化・健全化を図ります。

### (3) 自主財源の充実強化等

国・県支出金等特定財源については、行財政制度の動向等を的確に把握し補助制度の有効活用を図るとともに、市税においては適正な賦課・徴収に努め、受益者負担の考え方も再検討し、適正化・公平化により自主財源の確保と充実に努めます。

#### 成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
経常収支比率	%	91.8	88.0
実質公債費比率	%	18.8	17.8
地方債残高	億円	287	197

### 3. 広域行政の推進

#### 現状と課題

市として自立した自治体経営をするにあたり、高知中央地域の各市町村の連携による事務事業の共同化などの広域行政を、今後とも積極的に推進する必要があります。

このことから、これまで構成してきた一部事務組合をはじめ特定課題に対する対応をしなければならない場合において、広域的に連携した取り組みは今後とも継続して実施することが必要です。

また、広域行政にとらわれず、近隣自治体等と多様な地域連携を進めていくことも必要です。

さらに、国や県の動向、近隣市町村の動向、市民の意向等を見極めつつ、今後とも市町村合併について調査研究を進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

#### 主要な施策

##### (1) 広域行政の推進

ごみ処理等に関する各一部事務組合の共同事業については、今後も広域体制を確保維持するとともに、常備消防業務の広域化について検討して、広域行政を推進します。

その他の広域協議会活動やこれまで広域で事業を進めてきた観光事業、物部川河川浄化事業等については、他市町村の合併に伴い、今後組織のあり方について検討し、新しい活動方向について再構築します。

市町村合併については、調査研究を続けます。

##### (2) 多様な地域連携の推進

近隣自治体との文化・スポーツ施設等の相互利用やネットワーク化、イベントなどのソフト事業の共催など、広域行政の枠組みにとらわれない多様な地域連携を推進します。

##### (3) 国・県との連携強化

国・県との役割・機能の分担を財源を含めて調整し、多様な分野で連携を強めて総合的な地域の発展を推進します。